

大津支部からのお知らせ

令和3年2月

事業者の皆様へ

公益社団法人滋賀労働基準協会 大津支部長

「新入者安全衛生教育」のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月からの新規採用者を迎えるにあたり、それぞれの事業場におかれましては、その受け入れの準備を始められたことと存じます。新入者は、職場での安全衛生に対する認識度は決して高いとは言えないことから、その不安全行動により引き起こされる職場の災害発生率も高い状況にあります。新入者の労働災害と健康障害の防止を図るためには、労働安全衛生法第59条第1項で規定されています「雇入れ時の教育」が重要となります。

つきましては、このたび当支部におきましては、下記によりその一環(ただし、法定の雇入れ時教育は各社で業務に応じて必要です)として「新入者安全衛生教育」を実施しますので、新入者等の方々の受講について格別のご配慮をいただきますようご案内いたします。

なお、本教育の開催について構内協力事業場等に対しても、周知と受講勧奨を併せてお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染対策を行います。当日は、受講者のマスク着用とともに具合の悪い方の受講を控えるなどのご配慮をお願いします。

おって、新型コロナウイルス感染状況によりましては、「中止」する場合がありますのでご注意ください。

記

- 日時 令和3年4月2日(金) 9時45分から16時00分まで
- 会場 コラボしが21 3階大会議室
大津市打出浜2番1号
(会場地図は後日「受講票」とともに送付させていただきます。)
- 教育の対象者
令和3年4月(3月)入社の方及び中途採用者等
- 教育内容
(1) 職場に入ったら (2) 家庭と職場のつながり
(3) 労働安全のルール (4) 労働衛生のルール
(5) 仕事と健康のつながり (6) 心とからだの健康づくり
- 募集人員 **90名** (なお申込締切日前でも先着順で定員になり次第締め切ります。)
- 受付開始日 **2月15日(月)から申し込み受付を開始**します。
- 申込み方法 次頁申込書により 3月19日(金)まで (先着順、定員で締切とします)。
〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階
公益社団法人 滋賀労働基準協会大津支部へお申し込みください。
(TEL 077-522-1786、FAX 077-522-1453)
- 受講料 (テキスト代含む)
1名につき 会員事業場 7,480円、 会員外事業場 8,580円

[次頁へ]

この講習会の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、(公社)滋賀労働基準協会 大津支部(Tel:077-522-1786)へお問合せください。申込、取消、変更などにつきましては、本部とは異なりますのでご注意ください。

*次のいずれかにより3月24日(水)までに納付してください。

(1) 現金又は現金書留(事前の受講申込書写しを持参又は同封してください。)

(2) 銀行振込 ・滋賀銀行膳所駅前支店(滋銀) 普通預金 039054

(又は) ・関西みらい銀行びわこ営業部(関銀) 普通預金 316638

(社) 滋賀労働基準協会大津支部 あて

(注) 振込手数料は申込者のご負担でお願いします。又、請求書発行及び入金後の返金は原則いたしませんのでご了承ください。

9 修了証 教育修了者には「修了証」を交付いたします。

10 その他

(1) 受講票の送付は、令和3年3月中下旬になります。

(※受講予約状況・天候・新型コロナウイルス感染等で中止する場合がありますのでご注意ください。)

(2) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用のうえお越しください。

(JR膳所駅より徒歩15分、または京阪電鉄石場駅より徒歩5分)

*お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

(3) 当日の昼食は、各自ご用意してください。また、マスク着用をお願いします。

(4) 新型コロナウイルス感染防止対策は、当協会のホームページもご覧ください。

(5) 当日の緊急時連絡先は、電話番号 090-8160-3155 です。

申込FAX番号: 077-522-1453

(2021.3.19 まで・先着順締切)

「新入者安全衛生教育」受講申込書

公益社団法人滋賀労働基準協会の〔会員・会員外〕(←どちらかに○印)

(ふりがな) 氏名	生年月日
	昭和・平成 年 月 日
	昭和・平成 年 月 日
	昭和・平成 年 月 日
●本教育を知られた方法は⇒レを	<input type="checkbox"/> 大津支部からのお知らせ <input type="checkbox"/> 当協会ホームページ
●今後希望する研修・教育があれば記載を⇒	

(注意) ①「修了証」作成のため氏名等は楷書で正確にご記入願います。

②受講者の変更は前日までにご連絡ください。

③欠席、遅刻、早退の場合は受講料を返還いたしません。

④お知らせいただいた個人情報には本教育実施の目的以外に使用することはありません。

上記のとおり受講申し込みをします。

令和3年 月 日

事業場名

所在地 〒

担当者職氏名

TEL: _____

FAX: _____

公益社団法人滋賀労働基準協会 大津支部長 殿

受講料納入方法	名	円	現金(書留)	振込み予定日: 月 日 <input type="checkbox"/> 滋銀 <input type="checkbox"/> 関銀
---------	---	---	--------	---

受講者、事業者の皆様へ

< 新入者安全衛生教育と雇入れ時安全衛生教育の関係について >

1 「新入者安全衛生教育」の趣旨について

労働安全衛生法59条第1項に「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と規定されています。

この規定による安全衛生教育の一環として、各事業場で行う法定の雇入れ時安全衛生教育を行う前に、新入者として必要な「心得」や「基本的かつ一般的な安全衛生の内容」を本協会が実施するものであります。

本教育は、労働安全衛生規則第35条の「雇入れ時安全衛生教育」そのものではありません。従いまして、各事業場では自社の業務に沿った安全衛生教育を実施する必要がありますのでご留意ください。

2 労働安全衛生規則第35条に定める「雇入れ時安全衛生教育」の具体的な内容は、次の項目となりますので、各事業場においてはこの項目を自社で実施する必要があります。

【雇入れ時安全衛生教育法定項目】

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 上記のほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

【参考】労働安全衛生規則第35条第1項の規定（抄）については、次のとおりです。

「事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第2条第3号に掲げる業種(その他の業種)の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。・・・第1号、第2号～第8号」

(注) 第1号～第8号の事項は、上記の【雇入れ時安全衛生教育法定項目】になります。

以上